

第 28 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 4 年 10 月 11 日（火）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二 | 2 番 後藤 操 | 3 番 岩本 孝之 | 4 番 友岡 康幸 |
| 5 番 山室加智子 | 6 番 片山 雅雄 | 7 番 興梠 正信 | 8 番 古澤 勝康 |
| 9 番 佐藤 久康 | 10 番 興呂木和也 | 11 番 長崎 花子 | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛 | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 犬塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 17 番 増田 生志 | 18 番 野田 政輝 | 19 番 渡邊 和徳 | |

欠席委員

4. 議事日程
- | | |
|---------|--------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 議案第 4 号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |
| 議案第 5 号 | 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について |
5. 事務局職員
- | | |
|-----|-------|
| 次 長 | 吉弘 泰彦 |
| 主 幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
次長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 19 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 28 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 1 番 安達委員、2 番 後藤委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
次長	<p>はいありがとうございました。本日は局長が進行するところではありますが、本日急用の為局長が不在でございます。代わりに私が進行をしていきたいと思っております。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>

議長	只今から第 28 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 1 番の安達委員、2 番の後藤委員を指名します。
議長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。 番号 2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。 番号 3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。
議長	以上、ご審議お願いします。 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします
11 番	議案第 1 号 1 番、2 番につきまして 11 番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。1 番につきましては、今回譲受人と所有権移転売買の話がまとまりました。 2 番については同じ集落で農地が近いという事で両方で話が出来ております。何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。
15 番	議案第 1 号 3 番につきまして 15 番の犬塚が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲受人と譲渡人とで過去に親同士で口頭契約での取引がされていたが今回正式に登記をするために、所有権移転売買の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。
議長	はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します (異議なし) 議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。

	事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は進入路・ 給水ポンプとなっております。以上ご審議よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
13番	議案第2号番号1番について13番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。今回の案件はこの後審議されます5条の案件と関連しております。賃貸戸建住宅の進入路、給水ポンプの申請となります。ご審議よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。
	(異議なし)
議長	ありがとうございます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します
議長	続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅、店舗で、契約 の種類は転用所有権移転有償となっております。 番号2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は賃貸戸建て住宅で、 契約の種類は転用所有権移転有償となっております。 番号3:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は進入路、資材置場、作 業ヤード等で、契約の種類は転用賃借権設定移転となっております。 番号4:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は進入路、資材置場、 作業ヤード等で、契約の種類は転用賃借権設定移転となっております。 以上ご審議よろしく申し上げます。

議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
4 番	<p>議案第 3 号番号 1 番について 4 番友岡が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。</p> <p>場所は県道矢部阿蘇公園線沿いのローソンに向かい途中の東屋の近くで、排水同意もあり、転用所有権移転の有償ということで、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
13 番	<p>議案第 3 号番号 2 番について 13 番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。先程 4 条の議案で審議された案件と関連があり賃貸戸建住宅の計画がされ、転用所有権移転有償ということで、給排水ともに有り何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
18 番	<p>議案第 3 号番号 3 番.4 番について 18 番野田が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。</p> <p>南阿蘇鉄道、復旧に関連し進入路、資材置場、作業ヤード等を転用目的とし一時転用がなされこの度転用期間が切れる事から、一時転用期間の延長が出されております。何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第 4 号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号 1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 5 年で 相続権者同意書有です。</p> <p>番号 2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の 10 年です。</p> <p>番号 3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用賃借権の 10 年です。</p> <p>以上、新規案件 3 件 ご審議よろしくお願ひ致します。</p>

議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
6 番	議案第 4 号 1 番につきまして、6 番片山が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は亡くなられておられ農地の管理が出来ず、耕作される方を探されておりましたが、地元の農家の譲受人と小作契約の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
18 番	議案第 4 号 2 番につきまして、18 番野田が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。申請の土地は譲渡人と譲受人とで話がまとまり小作契約を結ばれます。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
16 番	議案第 4 号 3 番につきまして、16 番長野が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係で譲受人は新規就農者として農業に取り組まれます。使用貸借権設定の 10 年ということで、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議長	はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します (異議なし)
	議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。 (全員挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。 続きまして議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読いたします。議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について 番号 1: 所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] [REDACTED] 農振区分は農振白地となっております。 現況確認日は令和 4 年 8 月 2 日です。 続けて事務局より説明申し上げます。議案書の一番後ろのページに所在地の地図を付けております。 現地の現況写真も議案書のとおりであります。 番号 1 についてですが、場所は [REDACTED] にある [REDACTED] から [REDACTED] [REDACTED] にあり、[REDACTED] 面した狭小な農地です。申請箇所は北側・東側伴に山林に囲まれており、現在の土地の状況は、長年耕作をされた実態は

	<p>無く、現在耕作放棄地で荒廃しており今後も農地としての機能回復は望めない事から、今回非農地判断ということで、上程しております。何ら問題は無いと思われま す。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致しま す。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>何もなければ、それでは議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農 地化について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決致し ます。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、11月の総会の日程を決めておきたいと思いま す。11月11日金曜日10時から行いたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。 また、次回の農業委員会憲章の指揮は3番 岩本委員、4番 友岡委員にお願いし たいと思っております。その他で委員さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局から何かございませんか。</p>
事務局	<p>今から短い時間ではありますが、農政係より地域計画の説明がございます。 また総会終了後、南阿蘇農業みらい公社から長陽地区の委員様へは遊休農地関連で 事業説明案件がございます。長陽地区の委員様方は総会終了後に引き続き残って ください。よろしくお願い致します。</p>
農政係	<p>(農政係より地域計画の説明)</p>
議長	<p>以上をもちまして第28回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様で ございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でし た。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和4年11月11日

農業委員会 会長

議事録署名委員

1番

議事録署名委員

2番
